

相談窓口・利用できる施設など**1. 地域包括支援センター**

◇高齢者の支援の窓口で、市役所内と南部老人憩いの家内の2か所に開設し、中学校区で担当区域を分けています。

認知症や介護予防、介護サービスについて知りたい / 退院後の生活が心配
生活がままならなくなってきた / 近所の高齢者が気がかりだ など

◇教室や講座の開催（感染拡大防止のため中止する場合があります）

(1) 地域の会合などへの出前講座……10名以上集まる所に職員等を派遣

- ① 認知症サポーター養成講座（認知症患者の支援者の養成）
- ② 高齢者福祉・介護保険制度等の説明会
- ③ 出張介護予防教室（市民による介護予防教室。主に65歳以上の方を対象）
- ④ 生活支援コーディネーターとは
- ⑤ 介護予防を実践するコツ
- ⑥ 高齢者の相談窓口になっている地域包括支援センターの役割について
- ⑦ 認知症予防について

(2) 認知症高齢者等をかかえる家族交流会（隔月、奇数月に開催）

2. 老人福祉センター・南部老人憩いの家

皆さまの憩いの場となるよう、高齢者の健康づくり、趣味や特技を活かした生きがいにつながる活動の支援をするとともに、シニアクラブの活動支援も行っています。

◇老人福祉センター ☎443-5211 八街ほ157番地（中央公園隣接）

◇南部老人憩いの家 ☎445-2976 沖1124番地2（二州小沖分校そば）

◇対象者 60歳以上の方、障害者手帳所持者ほか

開館 火～日曜日 午前9時～午後5時（休館 月曜日と年末年始）

3. 消費生活センター（→ 商工観光課 内 ☎443-9299）

消費者被害の救済や、被害を防止するための身近な相談窓口です。専門の資格を持った相談員が対応し、解決に向け一緒に考えます。

◇受付 午前9時～正午と午後1時～4時（土日祝日・年末年始を除く）

- ・契約や取引の問題
- ・架空請求
- ・点検商法
- ・商品トラブル
- ・クーリングオフ
- ・インターネットトラブル など

ひろく高齢者を対象に実施しているもの**4. はり、きゅう、マッサージ等の助成券の交付（高齢者福祉課）**

65歳以上の方に、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧の、保険適用外の施術費用の助成券を交付します。（1回千円助成・年間最高12枚交付・登録施術所71か所）

5. 高齢者外出支援タクシー利用助成券の交付（高齢者福祉課）

65歳以上の運転免許証を持たない方に、市内からのタクシー乗車時に使用できる助成券を交付します。京成タクシー佐倉(株)八街営業所と(有)相孝の2つのタクシーで、乗車1回に一人4枚まで使用できます。（1枚500円助成・年間最高18枚交付）

*高齢者外出支援タクシー利用券の交付は予約型のりあいタクシーが令和5年10月1日から運行開始するのに合わせて9月末で終了となります。有効期間も令和5年9月末までとなります。

重度の障害者手帳をお持ちの方は福祉タクシー券の利用が可能ですので、障がい福祉課にお問い合わせください。

6. 市内循環バス（ふれあいバス）の回数乗車券の交付（企画政策課）

運転免許証を自主返納して6か月以内の65歳以上の方に、ふれあいバスの回数乗車券を交付します。（交付は1回限り・55枚交付＝11,000円相当）

7. 予防接種の実施・費用の助成（健康増進課）

◇高齢者インフルエンザ予防接種（10月～12月に実施）

65歳以上の方に、協力医療機関で実施します。（自己負担 1,200円）

◇高齢者肺炎球菌予防接種

初めて肺炎球菌ワクチンを接種する方に、接種費用を助成します。

令和6年3月末時点の年齢が、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方を対象に協力医療機関で実施します。（自己負担 3,300円）

※ 2種とも、60歳以上65歳未満の、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1級の身体障害者手帳の交付を受けた方も対象となります。

高齢者のみの世帯を対象に実施しているもの など

8. 緊急通報装置の貸与（高齢者福祉課）

急病などの緊急時に家の中から事態を容易に通報できる装置を貸与します。装置は固定電話型と携帯型の2種（申請時に選択）。かけつけ役を近隣の方や親族に依頼してください。受信先は24時間365日電話対応します。

対象者 65歳以上のみの世帯の方

1、2級の身体障がい者のみの世帯の方

装置 ①固定電話に接続した本体か、ペンダント型発信機から通報するもの
②専用の携帯電話から通報するもの（リモコン）

※ ②の導入により固定電話の敷設の必要はなくなりました。

自身の携帯電話に通報機能を追加するものではなく、専用機器を貸与します。

9. 配食サービス（高齢者福祉課）

健康保持と安否確認を目的に、週1回昼食を手渡しで配達します。1食300円の負担で、地区ごとに配食曜日（月～金曜日のいずれか）を定めています。

対象者 65歳以上のみの世帯の方

配食曜日と地区

月 一区・三区・五区・富山・東吉田・ライオンズガーデン

火 二区・六区・七区・大東・朝日

水 四区・大関・西林・夕日丘・岡田・用草・勢田・希望ヶ丘

木 真井原・みどり台・文達・住野・榎戸・泉台・藤の台・喜望の杜・八街・榎戸学園台

金 四木・滝台・山田台・沖・大谷流・小谷流・根古谷・吉倉・砂・上砂・ガーデンタウン

10. ひとり暮らし等高齢者の訪問（八街市社会福祉協議会：市委託事業）

安否確認や孤立化防止を目的に、月1回程度、高齢者宅をボランティアが訪問し、ひとり暮らし等の高齢者の話し相手になっています。

対象者 65歳以上のみの世帯の方

介護が必要な方等を対象にした制度やサービス

11. 介護保険（高齢者福祉課）

介護や生活上の支援が必要な方が「要介護認定」を受けて給付されるもので、訪問介護や通所介護、短期入所、福祉用具貸与、住宅改修などがあります。

自己負担は1割～3割で、所得により異なります。入院中は利用できません。

12. 身体障害者手帳（障がい福祉課）

肢体（手や足など）、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、内部（肝臓、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫）機能に一定以上の固定した障害のある方に交付されるもので、手帳所持者には次のような給付や減免があります。

補聴器、車いす（介護保険で貸与されないもの）、拡大読書器などの給付

所得税や住民税の障害者控除や自動車税の減免

後期高齢者医療の65歳からの繰り上げ受給（1～3級と4級の一部）

福祉タクシー利用券の交付（1、2級と3級の一部）

13. 車いす用スロープ付き自動車の貸し出し（障がい福祉課）

車いす用スロープ付きのワゴン車を最長3日間貸し出しします。運転手の手配とガソリンの補給をしてください。（利用月の前月から予約受付、車いす2台乗車可）

対象者 65歳以上の方とその家族

障がい者（児）とその家族、その他（ボランティア、福祉施設など）

14. おむつの給付（高齢者福祉課）

在宅で常時おむつを使用している65歳以上の方に、おむつを給付します。

対象者 要介護4、要介護5の認定を受けた方

認知症の診断を受けた方などで、排泄行為の全てに介助が必要な方
上記の方で、市民税本人非課税の方

給付上限額 非課税世帯の方 6,000円

（月額） 課税世帯の方 5,000円（介護保険料の所得区分による）

15. 特別障害者手当（障がい福祉課）

在宅の、20歳以上で重度の障がいの状態にあるため、常時特別な介護を要する方（寝たきりに近い状態の方）を対象に支給します。世帯の所得が一定額以上の場合には支給されません。

障害者手帳を所持していない方であっても手当用診断書により支給要件を満たせば該当になる場合があります。（月額 27,980円）

16. 訪問歯科診療（健康増進課）

概ね65歳以上のねたきり、又はこれに準ずる状態で通院が困難な方の家庭を訪問し、歯科診療および歯科保健指導を行います。医療保険の自己負担分を負担してください。

17. GPS位置情報検索装置の初期費用助成（高齢者福祉課）

徘徊のおそれのある高齢者等が位置情報の検索ができる機器を利用する場合、初期費用を助成します。（助成額 上限10,000円・購入前に申請が必要です）

18. SOSステッカーの交付（高齢者福祉課）

徘徊のおそれのある高齢者等の身体的特徴や連絡先の事前登録と、靴などに貼る番号入り反射ステッカーの交付を行っています。（ステッカーは10枚交付します）

※18、19の事業は佐倉市・酒々井町と合同で実施しています。

19. 課税の際の控除など（障害者控除・医療費控除）

◇ 65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けている方やその方を扶養している方は、各種障害者手帳の有無にかかわらず、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける事で、確定申告や市県民税の申告をする際、所得税や住民税の障害者控除の対象になる場合があります。事前にお問い合わせのうえ、申請してください。

⇒ 高齢者福祉課 認定調査係 ☎443-1491

◇ おむつ代は医療費控除の対象になります。医師の証明等が必要です。

⇒ 課税課 市民税係 ☎443-1116

20. 避難行動要支援者名簿への登録（高齢者福祉課）

災害時自ら避難することが困難な方の名簿を市が作成し、同意の得られた名簿登録者については平常時から関係者が情報を共有し、万一の際に備えるものです。

対象者（めやす） 介護保険の要介護1～5の認定を受けている方

65歳以上のみの世帯の方 ほか

地域のささえあい事業など

21. 在宅有償サービス「ほほ笑み事業」(八街市社会福祉協議会)

高齢者自身や家族ができない、食事の支度、掃除洗濯、買い物などを、市民の参加と協力により行う会員制・有償のささえあいサービスです。(年会費 1,000円+利用料)

- ・利用できる方(利用会員)

65歳以上の方のみの世帯や、高齢者や乳幼児を含む世帯など

- ・提供する方(協力会員)……………募集中

心身ともに健康な70歳くらいまでの市民で、社会福祉協議会の研修修了者

- ・利用料(5枚綴りのチケットを販売)

平日(午前9時～午後5時)……………1時間 700円

上記以外(ご相談ください)……………1時間 800円

22. シルバー人材センター(シルバー人材センター ☎442-3531)

60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象にした会員制の組織で、ライフスタイルに合わせて、臨時的あるいは短期間、軽易な業務(1週間あたりの就業時間が概ね20時間以内)を提供すること等により、健康で生きがいのある生活の実現と、活力ある地域社会づくりをめざします。(入会説明会月2回開催・年会費2,400円)

軽微な住居の修繕や家事援助、庭木の手入れなど仕事の依頼もお待ちしています。

23. 日常生活自立支援事業(八街市社会福祉協議会)

認知症の方や知的障がいの方などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うものです。(年会費 3,600円・訪問1回 1,000円～)

24. 成年後見制度(千葉家庭裁判所 佐倉支部 ☎484-1243)

認知症などで判断能力が低下しても、預貯金の解約や資産の処分、福祉サービス利用の契約を結ぶ際などに不利益を被らないよう、家庭裁判所が援助者(後見人等)を選任するなどして、権利をまもり支えるものです。

判断能力が低下する前に自分であらかじめ将来の援助者を選び、支援を依頼する範囲などを取り決めておく「任意後見」と、低下してから親族等の申立を受けて裁判所が後見人等を選任する「法定後見」の2つがあり、能力によって補助、保佐、後見の3つの類型があります。(申立費用 印紙代、診断書代など、1万円前後～)

※ 概要説明、情報提供は地域包括支援センターでも対応します。

申込みに必要なもの(本人確認書類、印鑑など)は、各担当課にご確認願います。

八街市地域包括支援センター(高齢者福祉課 高齢者支援係 内)

(八街中学校区・八街北中学校区担当)

☎ 043-443-1207 FAX 443-1742

八街市南部地域包括支援センター(南部老人憩いの家 内)

(八街中央中学校区・八街南中学校区担当)

☎ 308-3426 FAX 308-3427

高齢者福祉課 ☎ 443-1491 障がい福祉課 ☎ 443-1649

健康増進課 ☎ 443-1631 企画政策課 ☎ 443-1114

社会福祉法人 八街市社会福祉協議会 ☎ 443-0748 FAX 443-1761

公益社団法人 八街市シルバー人材センター ☎ 442-3531 FAX 442-3533

【 月曜日～金曜日・午前8時30分～午後5時15分 】